

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和2年5月18日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口	
財政面	事業の継続 (事業の継続)	事業の継続全般について相談したい	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口【県】	新型コロナウイルスの影響により資金繰りや雇用の維持など課題や悩みを抱える事業者のための相談窓口を県内4か所に設置 〔村山地域〕☎023-621-8439 〔最上地域〕☎0233-29-1306 〔置賜地域〕☎0238-26-6097・6045 〔庄内地域〕☎0235-66-5494	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口(各総合支庁地域産業経済課内)
		県からの要請に協力して休業	休業要請に係る緊急経営改善支援金【県】	県からの要請で、4月25日～5月10日の間、休業又は夜間営業の自粛をし、経営改善の検討を行う事業者に対して支援 〔交付額〕1事業者当たり 法人:20万円 個人事業者:10万円(事業所賃借の場合20万円) ※5月11日より受付開始	緊急経営改善支援金等の相談窓口(県商工業政策課) ☎023-630-3151,2360
		売上が前年同月に比べて半減	持続化給付金【国】	売上(前年同月比)が50%以上減少している事業者に対して給付金を支給(昨年1年間の売上からの減少分を支給) 〔給付額〕中小法人等:上限200万円 個人事業者等:上限100万円 ※5月1日から受付開始(原則電子申請) 申請サポート会場(要事前予約):県内1か所(山形市)(5月15日現在)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 〔IP電話専用回線〕☎03-6831-0613
		新型コロナ対策として・テレワークなどの設備を導入したい・経営持続のための改善策や設備投資等に取り組みたい	中小企業生産性革命推進事業(もの補助・持続化補助・IT導入補助)【国】	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資や小規模事業者が経営計画を作成し取組む販路開拓等を支援 ①ものづくり補助金【特別枠】補助上限:1,000万円 補助率:中小2/3、小規模2/3 4/20から受付開始 ※通常枠もあり ②持続化補助金【特別枠】補助上限:100万円 補助率:2/3 5/1から受付開始 ※通常枠もあり ③IT導入補助金【特別枠】補助上限:30～450万円 補助率:2/3 5/11から受付開始 ※通常枠もあり	①ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053 ②県商工会連合会 ☎050-3540-7211 ③サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424 〔IP電話専用回線〕☎042-303-9749
		働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)【国】	中小企業の付加価値の向上及び小規模事業者の持続的発展を促進するための設備投資や販路開拓等を支援 ①設備投資:【一般型】補助上限:750万円、補助率:中小1/3、小規模1/2 ②小規模支援:【一般型】補助上限:37.5万円、補助率:1/2 ③研究開発支援:【一般型】補助上限:500万円、補助率:1/2 受付期間:6/15から6/19	①スーパートータルサポ補助事業事務局 ☎023-665-1077 ②小規模事業者持続的発展支援事業事務局 ☎023-646-7211 ③(公財)山形県産業技術振興機構 ☎023-647-3163	
		雇用調整助成金(特例措置:4月～6月)	休業等により労働者の雇用を維持した場合、休業手当等の一部を助成。対象労働者1人1日当たり8,330円が上限 〔助成率〕中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4 ※非正規雇用労働者などの雇用保険被保険者でない者も対象	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479	
雇用面の維持	休業しても従業員の雇用を守りたい	雇用調整助成金 県単独上乗せ【県】	県内の中小・小規模事業者に対して国の雇用調整助成金に上乗せ 〔助成率〕4月～6月 解雇等を行わない場合⇒1/10上乗せ 左記以外の場合⇒1/20上乗せ 7月～9月 1/3上乗せ	県内各ハローワーク 山形労働局職業対策課 ☎023-626-6101 厚生労働省雇用調整助成金等コールセンター ☎0120-60-3999	
	子どもの世話で従業員が休業	雇用調整助成金の申請手続サポート【県】	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金活用事業者向け山形県相談窓口の開設 県内事業者における雇用調整助成金申請手続について社会保険労務士が指導・助言 ※5月7日から受付開始	県雇用対策課 ☎023-630-2377,2711 県相談窓口(県社会保険労務士会内) ☎023-631-2959	
	子どもの世話で私が休業	小学校休業等対応助成金【国】	学校の臨時休業などに伴い子どもの世話が必要となった労働者に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業者に対して助成金を支給 〔助成額〕有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 1人1日当たり8,330円が上限	厚生労働省雇用調整助成金等コールセンター ☎0120-60-3999 山形労働局雇用環境・均等室 ☎023-624-8228	
	子どもの世話で私が休業	小学校休業等対応支援金【国】	学校の臨時休業などに伴い子どもの世話が必要となり契約した仕事ができなくなった個人事業者又はフリーランスに対して、支援金を支給 〔助成額〕1日当たり4,100円(定額)		
金融面	資金繰りのため融資を受けたい	山形県商工業振興資金【県】	○地域経済変動対策資金 最近1か月の売上高▲30%以上:貸付上限5千万円、償還10年(据置2年)以内、無利子、保証料ゼロ 最近1か月の売上高▲50%以上:貸付上限2億円、償還10年(据置2年)以内、無利子、保証料ゼロ ○新型コロナウイルス感染症対応資金 売上高▲5%(個人事業主)又は▲15%(中小企業、小規模事業者):貸付上限3千万円、償還10年(据置5年)以内、無利子(3年間)、保証料ゼロ	県特別金融相談窓口(県中小企業振興課) ☎023-630-2359 県内各取扱金融機関	
	資金繰りのため融資を受けたい	日本政策金融公庫の融資【国】	○特別貸付(中小事業):貸付上限3億円、償還(運転)15年(据置5年)以内※、利子当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別貸付(国民事業):貸付上限6千万円、償還(運転)15年(据置5年)以内※、利子当初3年間0.46%、4年目以降1.36% ○特別利子補給制度(上記、特別貸付の利子をキャッシュバックにより実質無利子化) 売上高▲5%(個人事業主(小規模))、▲15%(小規模事業者(法人))、▲20%(中小企業者)以上の場合:実質無利子(3年間)、補給対象上限(国民事業3千万円、中小事業1億円) ※設備投資も融資対象(償還20年(据置5年))	日本政策金融公庫各支店 相談ダイヤル ☎0120-154-505	
	資金繰りのため融資を受けたい	商工中金の融資【国】	○危機対応融資:貸付上限3億円、償還(運転)15年(据置5年)以内※、金利当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別利子補給制度(上記、危機対応融資の利子をキャッシュバックにより実質無利子化) ※上記日本政策金融公庫(中小事業)の記載と同様 ※設備投資も融資対象(償還20年(据置5年))	商工中金各支店 相談窓口 ☎0120-542-711	
税制面など	納税の猶予(R2年度※)	収入が減少(前年同期比20%以上)し、一時の納付が困難な事業者からの申請に基づき、無担保・延滞税(延滞金)なしで最長1年間納税を猶予(法人関係税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象) ※令和2年2月から令和3年1月までの納期限分	国税…各税務署 県税…総合支庁税務担当課 市町村税…各市町村税務担当課		
	固定資産税・都市計画税の軽減(R3年度)	中小事業者が負担する事業用設備や建物等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、売上減少に応じ軽減(売上減少30%以上→1/2に軽減、売上減少50%以上→全額軽減)	各市町村税務担当課		
	欠損金の繰戻還付の拡充	前年度に納付した法人税の一部の還付を受けられることができる欠損金の繰戻還付制度の対象の拡大 〔対象の変更点〕資本金1億円以下の中小企業 →資本金10億円以下の企業まで拡大	各税務署		
	社会保険料の納付の猶予等	社会保険料…①健康保険、②国民健康保険、③厚生年金 厚生年金保険料等に関する納付の猶予等、国民健康保険の保険料徴収猶予等	各年金事務所		
	公共料金の支払いの猶予等	公共料金…①上水道・下水道、②NHK、③電気、④ガス、⑤固定電話・携帯電話 支払い猶予や供給停止の猶予などの柔軟な対応を行うよう、政府が関係事業者へ要請中	上水道・下水道、NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話 各事業者		

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。